

2026年1月24日

プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

お客さま補償委員会の設置について

2026年1月16日に弊社と傘下のプルデンシャル生命保険株式会社（以下、「プルデンシャル生命」）が公表した「信頼回復に向けた改革の取り組みについて」および1月21日にプルデンシャル生命が「1月16日のニュースリリースに関するお客さまへのお詫び」として追加のお詫びで公表しましたプルデンシャル生命の社員および元社員（以下、「（元）社員」）による金銭不祥事（以下、「金銭不祥事」）に関連して、弊社およびプルデンシャル生命は、1月23日に記者会見を行いました。

記者会見でお伝えしましたとおり、弊社およびプルデンシャル生命は、今回、お客さまをはじめとする皆さまの信頼を損なう事態を招いたことを厳粛に受け止めており、経営管理態勢に課題があったと認識しております。その結果、弊社およびプルデンシャル生命といたしましては、法的観点のみにとらわれることなく、被害者保護の観点を最優先に据え、被害を受けられたお客さまへの補償を実施する方針です。

補償プロセスの一環として、被害者の方々へ誠実かつ迅速に補償を行うため、弊社およびプルデンシャル生命から独立した、第三者の専門家で構成される「お客さま補償委員会」を設置いたします。

プルデンシャルグループに在籍していた営業社員が在職中に行った金銭不祥事については、このお客さま補償委員会が認定した損害が全額補償されます。退職後に行われた金銭不祥事についても、本委員会が個別の事案ごとに事情を精査したうえで、本委員会に補償の必要ありと判断されたものについて、認定された損害の全額が補償されます。

また、過去に補償対象外と判断された事案についても、お客さま補償委員会により再度精査を行い、現在の状況や新たな認識を踏まえて、当時の判断が妥当であったかを迅速に検証し、補償の必要ありと判断がなされたものが補償されます。

お客さま補償委員会の概要と審査プロセスはグループ共通となりますので、決まり次第、弊社ホームページにおいてもお知らせする予定です。

並行して、被害を受けたお客さまからのご連絡を受け付けるグループ共通の専用フリーダイヤルを1月26日（月）中に設置し、弊社ホームページでお知らせいたします。なお、本受付窓口で受け付けた内容は、お客さま補償委員会に連携され、同委員会が独立して補償の要否を判断します。

以上